

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成29年11月28日（火）15時30分から17時00分まで
- 3 開催場所 水戸市保健センター 2階 会議室
- 4 出席した者の氏名
 - （1）委員 園部優，井上営子，齋藤盛啓，岩間秀男，皆川憲弘，原毅，松崎浩成
袴塚孝雄，田中真己，矢田部秀夫，澤則子
 - （2）執行機関 大曾根明子，川津英臣，藪田照美，小野田定礼，佐藤修司，佐々木瑛
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - （1）第3回試算結果に係る質問について（公開）
 - （2）第3回試算に基づく保険料率試算について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
平成29年第4回国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容
別紙のとおり

平成 29 年第 4 回国民健康保険運営協議会

会長 規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は 11 名出席ということでございますが、まだ 1 名お見えになっていないということで 10 名でございます。過半数に達していますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。次に会議録の署名人についてですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

会長 異議なしとの声がありましたので御指名申し上げます。___委員と___委員によりましてお願いいたします。

早速議題に入らせていただきます。先の 10 月 23 日の運営協議会で、茨城県から公表された県国民健康保険運営方針と第 3 回国保事業費納付金等の試算結果等について、事務局から説明を受けました。本日は、平成 30 年度の仮の納付金額や標準保険料率について説明を予定しておりましたが、まだ県から示されておりません。従いまして、第 3 回試算に基づく保険料率試算について、より現実的な値に近い平成 29 年度ベースで、所得段階や世帯人員の異なるモデル世帯ごとに詳細に試算した結果を事務局から報告を受け、皆様に御審議をいただきたいと考えております。前回、___委員からの質問で積み残しになっていた部分がございますので、御答弁をいただきたい。

執行機関 報告第 1 号第 3 回試算結果に係る質問について説明させていただきます。前回の第 3 回運営協議会の説明につきまして、御質問、御意見がございましたが、それについて質問用紙をお送りさせていただきました。それに対しまして、___委員から届きました質問と、それに対する回答を 2 つほど今回の協議会資料に掲載いたしました。説明内容及び数値につきましては、茨城県による第 3 回試算結果を基に回答しておりますことを御了承ください。

まず、激変緩和措置の基準と水戸市に対する措置額としていくら交付されるのかという質問でございます。激変緩和措置とは、国保制度改革による国保財政の都道府県化により、納付金の仕組みの導入やその算定方法を変更することにより、保険料負担が一定の割合を超えて増加する可能性がある場合に、保険料総額の急激な増加を抑制するための措置でございます。国のガイドラインによりまして、納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、一部の市町村においては各市町村が本来集めるべき一人当たりの保険料額が変化し、被保険者の保険料負担が上昇する可能性があります。この場合でも保険料が急激に増加することがないように次の 3 つの激変緩和措置により対応するというところでございます。一つは納付金の算定方法の設定による激変緩和措置。二つ目は都道府県繰入金の一部を保険給付費等交付金として、個別に当該市町村に交付し納付金の支払いに充当することで

保険料負担の激変を緩和する。三つ目は特例基金の繰入れによる緩和措置になります。茨城県の第3回試算におきましては、激変緩和措置の基準として、27年度の保険料総額と比較した一定割合の値を2.5%としております。ただし、国保の仮算定及び確定値においては28年度の保険料総額と比較することとしております。これにより第3回試算額として算定された調整額は、先ほど説明しました三つの措置の合計額として約2,858万円となっております。

続きまして、市独自の保健事業や任意給付事業の種類と、その経費についての御質問でございます。第3回試算において該当するものは3つございまして、一つ目は特定健診や成人病健診などの保健事業費で経費額は約1億5,706万円となっております。二つ目は出産育児諸費で、水戸市の場合、被保険者が出産した時に42万円が出産育児一時金として給付されるもので、経費額は約1億3,600万と算定されております。三つ目は葬祭費で、被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に5万円が給付されるもので、経費額は約1,886万円となっております。第3回試算額におけるこれらの合計額は約3億1,192万円となっております。報告第1号につきましては以上でございます。

会 長 事務局から報告第1号第3回試算結果に係る質問について説明がありました。報告第1号について何か質疑がありましたらお願いします。

――委員 確認ですが、激変緩和措置についての説明で、来年度の保険料総額が27年度の保険料総額より2.5%増えるので、水戸市が激変緩和の対象になるという理解でよろしいのか。それから2つ目の任意事業について、この額は28年度の実績なのか、それとも29年度の予算なのか。

執行機関 1番目の質問につきましては、27年度と比較して2.5%増える場合には、激変緩和の対象としているところでございます。2番目の質問につきましては、県が第3回試算を行った際に含めた金額を示しております。

会 長 負担が増えないように、上限額を2.5%にするということです。これにより激変を抑制しているということです。

執行機関 2番目の質問の保健事業費等の金額ですけれども、水戸市のこれまでの実績額を基に、県が29年度の額として推計した金額ということでございます。

会 長 次に第2号第3回試算に基づく保険料試算について、事務局から説明をお願いします。

－執行機関説明－

平成 29 年度ベースで、県から示された国保事業費納付金を納めるために必要な保険料総額を算出し、その額を確保するために必要な国保税率について 2 方式、3 方式の場合に分けて、家族構成別、所得金額別に試算した結果について説明。

会 長 今説明があったのは、29 年度ベースで保険料率を試算した結果、不足額が約 6 億円になるということです。水戸市は従来 3 方式で、所得割、均等割、平等割で賦課してまいりました。県が示しているのは 2 方式が基準ですが、事務局の説明のとおり、2 方式の場合はどうしても負担が増えるという試算結果になっています。県では、激変緩和を市町村できちんとやるように言っております。水戸市の考え方としては、3 方式のほうが負担は少ないという結果が出たということです。今日は皆様方に、県が示した 2 方式がいいのか、水戸市として従来通り 3 方式でやるのか、御意見を賜りたいと考えますが、いかがでしょうか。

___委員 前回の運営協議会の後に郵送でいただいた追加資料の中で、必要な保険料総額は 71 億 5 千万で変わりはないのですが、今回の資料では現年分必要賦課額が約 67 億 5 千万ですけれども、前回郵送いただいた資料では約 66 億 5 千万で、つまり 1 億円ぐらい増えていて、不足額にしても約 4 億 6 千万が今回約 5 億 6 千万と増えている。何か変動要因があるのかということと、茨城県で制度移行準備委員会が本日行われたそうなのですが、その資料と今回の資料が適合しているのか確認したい。水戸市に示された必要額が、その資料によると約 72 億 5 千万の金額が示されていたので、今後も全体を含めて変わっていくのか見通しをお伺いしたい。

会 長 この資料の額は 29 年度ベースで試算した結果です。この資料を作った段階では、県の数字をお示しただけでいなかったもので、当然違いは有ります。

執行機関 今回の平成 29 年度ベースの必要保険料総額における不足額と、前回終了後にお示しした不足額に 1 億円の差がある要因については、追加資料の金額には、県が試算した額を入れているということで差がでてきています。その中で一番大きな違いは、保険基盤安定の軽減分が 11 億 5 千万ということでしたが、本日お示ししたのが平成 29 年度の申請額 9 億 5 千万で、約 2 億円違いが出ています。2 つ目は、特定健診等負担分の 1 億円を追加資料にない金額を今回加算しています。これは、実際には保険料で賄うべき金額でございますけれども、これまでの水戸市の考え方では保険料の算定に含めずに、国保財政が厳しい中、一般会計から繰入れる予算措置をしておりますので、これを加えてプラスマイナス約 1 億円の差が出ているところでございます。

県の準備委員会で示された必要保険料総額と差があるということでございますけれども、県で示された金額を見ておりませんので、詳しくはわかりませんが、計算方法等の違い、見直した部分もあるのかなと思います。今回示した 71 億 5 千万については 29 年度ベースで試算したものに対して、県の準備委員会で示したも

のは 30 年度の仮算定額で違いがあると考えますので、よろしく申し上げます。

___委員 県の数字に基づいて数字が変わると思いますが、試算における現年度分の必要賦課額と平成 29 年度一般分の現年度調定額に約 9 % 差がでることで、そのまま国保税で考えた場合は、改定率が 9 % になるという理解でよろしいですか。

会 長 この数字は、あくまでも本日の参考資料として出したものです。これから県が正式に出してくる数字で算定し直したときに、この数字に変化があるわけですね。御質問だと 109% ぐらいになるけれども、実際の数字は変動します。この数字が、国保税がこれだけ上がると独り歩きした数字になると、まだ委員の皆様のご合意形成できていませんので、そこのところは御理解ください。

執行機関 ___委員の御質問でございますけれども、仮に必要な保険料総額の不足額を、全額保険税率に反映するという事で申し上げますと、約 9 % の税率改定となるという事でございます。

会 長 説明いただいている 29 年度ベースでの必要保険料総額は仮の数字です。問題はパターンの選び方です。県が示している 2 方式という考え方を、水戸市の国保協議会の中で容認していくのか、それとも従来通り 3 方式にするのか。国保税の値上げ率が 109% と不足になっているわけですから、激変緩和という中では 2 方式よりは 3 方式がいいのかなと私自身は思っています。本日の協議会の中で、合意形成をしていきたいと考えております。皆様方の考え方はいかがですか。

___委員 県は 2 方式、水戸市は 3 方式を採用するという事は、将来的に認められることでしょうか。

執行機関 将来的には、県内で料率を統一していくというのが最終的な考え方にあるかと思いますが、いずれは県が示す 2 方式を採用することになると考えますが、県からは制度改正に伴って大きな変化については十分考慮するよという考え方が示されていますので、当分の間は、現行の 3 方式による賦課でも問題ないと理解しております。

___委員 試算パターンをいくつか示していますが、大きく違うところは、単身か複数の家族で構成されているかというところですね。家族構成員が多数の場合は 3 方式が有利であり、単身の場合は 2 方式が有利だと出ています。水戸の場合の世帯の分布はどうなっていますか。各構成パターンの構成割合はわかりますか。

執行機関 家族構成のパターンについては、特に根拠があることではございません。代表的な家族構成を 6 つ挙げたという事でございます。それぞれの世帯人員数、

それに伴う所得階層については資料の6ページを御覧いただきたいと思います。
1人から4人以上の世帯構成に、それぞれの所得区分に応じた世帯数と割合を記載してございます。水戸市の具体的な被保険者の状況については、こちらを参考にしてください。

――委員 将来、水戸はどちらの方向に向かうと想定しているのでしょうか。単身家族が増えるのか、家族構成が増えるのか。

執行機関 今後の家族構成の動向については、想定することは難しいので、お答えできません。

会 長 若い人は働いて社会保険，辞めれば国保で，当然ながら高齢者が多くなる，単身世帯が多くなる傾向は見えます。

――委員 今後そういう想定であれば，いずれは2方式になるのだろうかという想定で話をしなければならない。

会 長 今の段階で2方式にしたときに，水戸市がどれだけ値上げになってしまうのか。県はいつ頃までに2方式にしたいと思っているのか。2方式にしたときに，水戸市は単身世帯がどれくらい多くなっているのか。そういったことを予想してということだと思いますが，当面，来年度からの方式の選択としてお考えいただければと思います。

――委員 最初は4方式でした。資産割を入れておくと，高齢者の負担が増えるということで4方式から3方式にした。これから3方式から2方式にするときに，何か根拠があって協議会で検討した結果，このようにしましたという結論を出さないといけない。その根拠として，もうちょっとお調べしていただきたい。

会 長 今日の時点での御意見ですと，若い世代も含めて，単身世帯以外は3方式が負担は少ないと結果が出ているので，水戸は激変緩和を含めて3方式を採用していく。こういう考え方で御理解いただいたということではいかがでしょうか。

――委員 家族が多いほど2方式の負担が重い。そうすると，子育て世代や家族が多い世帯にとっては負担が重くなる。私も2方式か3方式かというところ，3方式がよいと考えています。応能割と応益割を5対5にしていくという流れがあって，どうしても応益割の均等割，平等割が高くなる流れがあるので，どちらにしても上がってしまう。そういうことが懸念されるので，慎重に考えるべきだと思います。

今の段階の試算であります。約9%の値上げということになると，どの世帯でも負担が増える。これまでの会計の黒字といいますか，一般会計から繰入れの

措置をしなくても財政が好転している状況がある。赤字が5億6千万ぐらいの金額であれば、前回税率改正のときに一般会計から6億ぐらい入れる計画もあったので、そういうことで負担増を回避することができるのではないかということ意見を意見として申し上げておきたい。

会 長 今日仮算定の中の数字ということで、県から示される算定額の数字を基に再度検討していただいて、水戸市としてどういう料率がいいのかを答申をしていかなければならないと考えています。本日は2方式、3方式の中で、3方式を採用するという皆様の理解を得られたという解釈をさせていただきます。次回、もう一度数字を作り直していただいて、再度協議会で審議をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

—異議なし—

会 長 それでは、よろしく願いいたします。今の仮算定につきましては、あくまでも概算でございますので御理解ください。それでは、次回の日程について事務局からお願いします。

執行機関 次回の日程について、今日準備委員会の中で金額が示され、まもなく市町村に提示されるということでございますので、それを踏まえて改めて試算について御協議いただくため、次回の運営協議会の開催につきましては12月25日の月曜日に開催をさせていただき、県が示した30年度の仮係数に基づく試算をお示しして改めて御審議いただきたいと思っております。

会 長 事務局から次回の予定が示されました。改めて算定した数字を基に、審議をしていきたいと思っております。そして、1月には市長から答申を求められておりますので、運営協議会として料率について答申をしていくという流れで進めさせていただきたいと思っております。長い間御協力いただきましてありがとうございました。